

<研究ノート>

「結城氏新法度」にみる戦国期の結城について

川 名 禎

キーワード

結城氏新法度・下総国結城・城下・市・町・役・城郷・結城本郷

要旨

戦国期における城下の実態は、従来その都市的な側面に注目が集まっていた。しかし、戦国期の城下は近世のそれとは異なり、その領域が制度化されておらず、何を以て城下と捉えるのかという点に課題が残されている。本稿では戦国期結城氏の家法とされる「結城氏新法度」の分析から、結城氏本領を示す「膝の下」という領域に注目する一方、商工業の進展ではなく、領民の役負担によって城と強く結びつく領域の在り方を明らかにした。さらにそうした領域を「城郷」と捉え、城の労働力編成によって結びつく領域と位置づけた。戦国期における結城の城郷は、やがて近世に至り「結城本郷」という広大な藩政村に継承され、形を変えつつも近代にまで至ったのである。

1. はじめに

近世都市とりわけ近世城下町の成立について考える時、中世都市のなかにその萌芽を見出すことは、決して難しいことではない。惣的結合による共同体の形成や寺内町の形態的特徴など、近世都市に引き継がれた要素は数多く存在するといえる。

その一方で、中世には古代における都城や近世都市江戸・大坂のような巨大な都市が誕生することはなく、その都市の成立はあくまで萌芽としてのきらめきを放ったに過ぎないということもできるだろう。だからこそ網野善彦が、村落などの中に「都市的な場」を見出す方向で中世都市研究を展開する必然性が

生まれたのではないだろうか⁽¹⁾。その後の中世都市研究の隆盛は、中世史のみならず考古学や地理学、建築史など多方面に広がり、各地で中世都市を見出す試みがなされてきたが、そこでは、農村に対置される都市としての視点が貫かれており、市や宿、城下などはそのまま都市として理解されることが常態化するようになったといえる⁽²⁾。

戦国期における城下町研究を考えた場合、「城下」はとりわけ商業的機能の存在によって示された「都市」という認識が一般的である⁽³⁾。しかし、単に城と町との近接性を以てそれを「城下」や「都市」と見なすことはできないだろう。城と町との関係がどのようなようであれば「城下」と見なすことができるのか、言い換えれば何をもって「城下」と捉えるのかという視点が従来の議論には欠如していたように思われる。

そこで、本稿では「城下」を単なる「都市」として捉えるのではなく、労働力編成の視点から地理学的な「地域」として捉え、城とそれを取り巻く領域について考えてみたい。戦国期の結城について知ることができる重要な史料に、「結城氏新法度」（以下「新法度」）⁽⁴⁾がある。これは結城政勝が弘治2（1556）年に書き記した家法であり、家臣の統制・支配を意図する条文が綴られている。そのなかには結城城周辺の景観や商行為に関する記述がみられ、城を取り巻く結城地域の実態を探るための恰好の史料といえる。本稿ではこの新法度を中心に戦国期の結城について考えてみたい。

戦国期の下総（下野）国結城といえば、この「新法度」と、現在もその一部が残るといわれる「御朱印堀」の存在が広く知られている。それらは中世都市結城の実態を解明し得るものとして、既に戦前から多くの研究者により注目されてきた。小野均は、「新法度」に記される「洞中」を「堀の内」（総構えの内）として捉え、弘治2年（1556）以前に結城城下において地子免除が行われたものと推定し、地子免除を実施した最初の城下町と位置付けた⁽⁵⁾。さらに現在に至る結城町をこの段階の成立として捉えた。その後、封建都市研究を牽引してきた原田伴彦や豊田武も同様の立場を継承したが⁽⁶⁾、とりわけ原田は、「新法度」

の記載をもとに、「郭内を洞中といひ、周囲に堀、築地が囲らされ、町々に木戸門があり、堀には門橋が渡されている」という景観を導きだし、多くの中世都市が分散的形態を持つものに対して、結城の町はそれらとは異なる「單式都市聚團」であると位置付けた。

一方で、そうした近世都市を彷彿とさせる結城の姿に疑問を投げかけたのが、松本新八郎、中部よし子である。両氏は「新法度」にみられる6町の存在とその現地比定をもとに、中世における近世的な城下町の存在を否定した⁽⁷⁾。特に中部は弘治年間における「堀の内」(御朱印堀)や地子免除の存在自体を否定した。

こうした見解をさらに進めたのが市村高男である。市村は戦国期の結城城下を復原し、その特徴と近世城下町への変容過程をおよそ以下のように整理した⁽⁸⁾。

- ・戦国期結城城下は六つの宿・町々のルースな集合体、多職混住、軍事的色彩
- ・自律性の強い家臣団の存在、結城氏の城下を位置付ける諸政策の実施
- ・結城秀康が分国の中心地として整然とした近世城下町を形成
- ・兵農分離に基づく、武家地、町人地、寺社地の明確な分離、権力優位の町
- ・結城秀康転封後、有力町人が町運営を担い、町人共有の権益を守った

市村は後に、戦国期城下町の特徴を「多元的」と表現しているが、結城城下もまさに多元的性格を持つ城下と位置付けられている。また、「御朱印堀」の形成を結城秀康入部期として捉え、これの前後における町の形成を論じ、結城城下町は秀康在城時に完成したと位置付けた⁽⁹⁾。市村の研究は、戦国期～近世における結城研究の水準を一気に高めたといえる。

ところで、こうした諸研究の蓄積の一方で、近世の結城町が結城本郷という広大な藩政村として位置付けられてきたことや、御朱印堀の実態についても、未だに明らかにされていない点が多く存在する。まずは、「新法度」の記載から窺われる結城地域の在り方について見ていくことにする。

2. 「結城氏新法度」にみる戦国期の結城

(1) 「膝の下」

「新法度」の条文には、「城下」という用語がみられないばかりか、それに該当すると思われる用語もみられず、城下としての実態に疑問が持たれるところである。

その一方で、「新法度」には領域などを表すとみられる、「膝の下」「手許」「洞中」「此方成敗」「味方中」「他所」といった独特な表現がみられる。藤木久志はこれらをもとに領域編成の基軸が体系化されているとしたが⁽¹⁰⁾、それぞれの関係については様々な議論がなされてきた⁽¹¹⁾。これらの解釈を複雑化させる原因は、これらが空間的な位置関係を表す一方で、結城氏の支配形態や親疎関係をも反映したものである点にある。さらにいくつかは同じ言葉の言い換えである可能性も考えられる。こうしたことから、ここでは特に結城城周辺を表現したとみられる、「膝の下」と「手許」を中心に検討する。

「膝の下」についてはこれを城下とみなす見解が存在するが⁽¹²⁾、これには疑問が持たれる。「膝の下」は以下の二つの例にみられるが、①「膝の下」の者の下人などを人質にすることを禁止した条項（104条）、及び②「結城膝の下の老若」に魚鳥の活計を禁止した条項（94条）、のいずれもが結城直臣を対象に命じたと考えられるもので、これらが特別に城下住民のみを対象としているとみることはできない。

また、「膝の下」＝「手許」とする考えも提示されているので、「手許」についてもその用例をみしてみる。新法度では、58条に領地を没収することを「手許にさし置き」としており、この場合の「手許」は政勝の直轄地を指すとみられる。また、政勝が結城安穩寺に出した書状の中にも、「其田地を御手もとにおかせられ」とする用例がみられるが⁽¹³⁾、この場合も安穩寺が田地を直接支配することを指しており、新法度の58条と同様に、「手許」とは単なる空間的な距離を表すのではなく、政勝の直轄地か、それに近い性格の所領を指すものと思われる。「膝の下」がこれと同等の関係にあるのならば、これもまた城との空

間的な距離関係というよりも、政勝の直轄地や直臣という意味になるのではないかと考えられる⁽¹⁴⁾。

以上のことから「膝の下」を城下と考えることは適当ではなく、新法度には城下そのものを指す表現がないとみることができる。それでは、「膝の下」は何を表すのだろうか。これは先行研究でも触れられているが、結城氏の本領を指すものと考えて良いだろう⁽¹⁵⁾。結城氏は鎌倉時代以来、結城郡の北部を長年にわたり支配してきた⁽¹⁶⁾。戦国期には、常陸国などにも領国を拡大したが、伝統的な本領として安定的に維持されてきた地域及び人的関係が、「膝の下」という言葉で表現されたものと思われる。「新法度」には城下という領域の概念よりも、むしろ結城氏本領の空間的枠組みが強く表現されているといえる。

(2) 戦国期結城の町と商業

① 祭礼の市と「市町」

戦国期の城下についての議論は、前述したようにそもそも城下をどのように捉えるか、何を以て城下と考えるのかという点が明確でない場合が多い。城下とは文字通り城の下や外を表す用語であるが⁽¹⁷⁾、特に当時の人がそう認識していない場所を現代の我々が城下と呼ぶためには、その点を明確にする必要があるだろう。

城下といえば一般的に都市的な場を想起することが多いが、戦国期であっても城下といえば、商業機能の有無が問題となる。そこで、まずは新法度にみえる市や商業に関する記載についてみていくことにする。

新法度にみえる市の記載として、「此方神事又市町」(8条)、「市町又神事祭礼の場」(17条)、「当地之神事祭礼市町之日」(35条)、「高橋の祭其外神事祭礼之場」(77条)が挙げられる。これらから、結城において市が立つ場所は、「市町」と高橋明神や祇園社などの「神事祭礼之場」の二つに大きく分けることができる。「市町」については、特別に城下という領域に存在するという意識では記されていないが、新法度には「町」に関する記載が存在する。具体的な地名として、

32条に「宿、西の宮、三橋、大谷瀬、玉岡、人手、何方之町」という文言がみられ、少なくとも結城領には六つの町が存在したことがわかる。これらの町はいずれも結城城の周辺に現地比定されており⁽¹⁸⁾、城との関わりが強い性格が窺われる。現在のところこの他に「市町」に該当する町は知られておらず、「市町」は少なくともこの6町を含む可能性が考えられる。

ここで城周辺の6町が挙げられている点には意味があると考えられる。それは、戦国期に結城氏の配下にあった下妻や下館において、江戸時代には十二斎市が確認でき⁽¹⁹⁾、結城町においても大町と裏町がそれぞれ六歳市を形成し⁽²⁰⁾、この隣接する2町で十二斎市となるからである。つまり、6町（または宿を除く5町）がそれぞれ月1回または2回の市を開き、全体で六斎市や十二斎市を形成していた可能性が考えられるのである。こうした推測が許されるのであれば、城を中心とした6町の範囲が、一体的な領域として捉えられていた可能性も想定できるかもしれない。

既に先学によりこの6町を戦国期の結城城下とする見解が示されてきたが、ここでは6町が結城氏主導による市場の開設・認可と市立てのシステムとを媒介としていた可能性を指摘したい。そして「新法度」のいう「町」とは、「市町」のことであると理解しておきたい。

ところで、市商い以外に町に常設の店舗が存在したのがつぎに問題となる。商業に関する条項には「神事祭礼・市町之日」に質取を禁止する(35条)など、時限立法的な性格もみてとれる。このことは逆にみれば、通常は金融業としての質屋が存在したことを示しており、そのほか兵糧米や酒などについても店舗商いが存在した可能性が考えられる。実際、「蔵方に質にをき候」(41条)、「町の兵糧の値又拵目」(103条)、「酒は天野、菩提山、江川を奔走も」(62条)、といった文言がみられ、商品経済の浸透が窺われる。

しかし、ここで特に注目したいのは、商行為を禁止する条項である。81条には「何にても販いたし候はん事、無用と触れさせ候処」とある。これは主に家臣に対する商業活動の禁止を命じたものと理解できるが、これは兵商分離のた

めの条項ではなく、いわば商業統制を行っていると思われる。それはまた、「一切の販随意にいたす」ことの禁止（92条）や、米の売買に法定枡の使用の遵守（103条）を命じている条項などからも明らかである。つまり、そこには領内の商業を積極的に統制していこうとする姿勢が窺われるのである。また、「市町」に奉行を置くことを定めた17条では、市町に奉行を置くことで公正な商行為や治安の維持を保障したことがわかる。こうした対応は、商人の利害とも一致するものであるが、同時に領主が商業の場を支配し統制する動きにもつながったといえる。特に城の周辺ではそうした傾向が顕著であったと考えられる。

② 「町」の機能と景観

戦国期の結城において「町」とはどのような存在であったのか、この点を考えてみたい。前述の通り「町」には市町の性格のあったことを想定してみたが、一方で92条において住民による商売の禁止が命じられている。これをどのように理解すれば良いのだろうか。恐らく、町の住民は商業を営むわけではなく、地代の収益を得る目的から市立てが許されていたものと考えられる。つまり、市立ては領主により町の維持を目的とした興隆政策であったとみることができる。

では、何故領主は町の維持に努める必要があったのか。実際に新法度にみられる「町」の記載の多くは、木戸、門、橋の管理や警備に関するものである。6町を挙げた32条には、「何方之町木戸・門・橋破れ候を、あいめつかいこしらず候者、侍・下人、寺門前はいるまじく候。役銭を懸け、其義にて門・橋可再興候。それも六ヶ敷候。其町に居たる侍ども引きたち悉く触れ、無油断、門・橋再興可然候。西館・中城同前たるべく候」とある。これによると各町には木戸や門、橋が存在したことがわかる。とりわけ橋の存在は町に堀が廻っていたことを推測させる。そして「町」に「侍」の存在が確認できる点も注目できるだろう。

そして「町」は、緊急時における家臣の集合場所でもあった（67条）。城と所領とを繋ぐいわばその中間的な存在であったともいえる。市村が「宿城」と

呼んだようにそれは戦時においては城の一部ともなりうる存在であった⁽²¹⁾。それ故に領主は町の維持を図る必要があったのである。

当時の「町」の景観についても、僅かではあるが「新法度」から窺い知ることができる。82条は門番・夜番の割り当てについて述べているが、役負担を担う「町々」の屋敷などにおいて、屋敷の広狭による違いや、屋敷1軒に入口を二つ設け「二構」とした例、屋敷を持たず手作地のみを町内に所有する例が問題となっている。こうした町の景観は、間口の狭い短冊形地割の屋敷割とは異なる形態を示しており、屋敷の広さは区々で、周辺に耕地を伴う農業主体の性格が窺われる⁽²²⁾。これは郷村の景観と大差がないかもしれない。もしそうであるならば、「町」はそれらとどう違うのであろうか。

③ 「町」と役負担

新法度には、城下の構成要素となりうる場所として、「町」、「宿」、「寺門前」、「中城」、「西館」がみられる。後二者は城内の一部にあたるが、たびたび「町」と同様に併記されている(32条・34条・90条)。これらに共通する点は商業機能の有無ではなく、城や町の普請及び警護に関する役をそれぞれが負担している点にある。例えば先ほどの32条では、町の木戸、門、橋の普請が命じられており、これに従わない場合は、敵に内通する者と見做されるのである。

33条及び97条には、町々の普請の他にも要害の堀、築地、壁の普請を命じた条項がある。これは町を含む周辺郷村にまで適用された城普請役であったとみられるが、重臣の下人や寺門前の者であっても人足を出さなければならなかった。そして、82条では「町々、中城・西城共に」町々の門番・夜番が命じられており、これもその町に屋敷地及び領地を持っているものは必ず勤めなければならなかった。

このように城に近接したこれらの町には、城の軍事及び治安維持を担う役が課せられていたことがわかるが、これは一体何に対する代償なのであろうか。恐らくそれは軍事的な保護ということではなく、屋敷や土地を与えられている

ことに対する代償であろう。

天正8年(1580)頃とされる晴朝の屋敷宛行状には、「にしの宮やな民部少輔屋しき申上候間、壱間くたされ候、町番其ほかしよ役、けんみつに仕へく候也」⁽²³⁾とあり、屋敷の拝領の代償として町番諸役の義務が明記されており、このことから結城氏と町との間に契約関係にも似た強い結びつきが存在したことがわかる。

また、城の周辺に存在する屋敷や町は、郷村以上に領主の支配が強く及ぶ地域でもあった。

88条は、自身の支配地内において大木を勝手に伐採することを禁じたもので、そこには「宿町々之義者不及是非、里々如何に成敗之内成共」とあり、特に宿や町を管理下に置いていることが窺われる。さらに、空屋敷へ許可なく居住することを禁じた90条では、「此方より不刷屋敷・所帯、我が所と思ふべからず」としており、支配権の強化を図っているが、「殊に館・中城・西館、宿其外之屋敷」とあり、城内及び周辺の屋敷地は城を中心としたより強固な支配域が存在していたことがわかる。

屋敷内は本来、治外法権であり、侵入者は切り殺されても文句はいえない空間であったが(20条)、法度を守らない者がある場合には、「たが屋敷へも押し込み」(81条)とあるように、次第に領主の介入を受ける場になっていった。こうした過渡的段階を経て徐々に結城氏の領主的土地所有権が拡大していく様子が窺われるが、これらは近世城下町形成の前提となるという意味で重要である。

④ 城郷の概念

以上のように、城の周辺にある町々は、拝領された屋敷地などの土地を媒介として領主と強く結びつき、その代償として城の防衛及び治安維持に関する役を負担していたことが明らかになった。結城の例から戦国期の城下というものを考えた場合、こうした役の存在の重要性が浮き彫りになったといえる⁽²⁴⁾。そして農業を主体とするその町の在り方は必ずしも都市的な性格を示すものでは

ない。そこで城下という用語に代えてここでは「城郷」という言葉を用いたい。城郷とはその城と関わりの強い近隣地域の呼称で、相互依存的な関係を伴うものとする。市場の開設や市日の指定、市場の保護など領主権力による主導が顕著で、領主の支配権が強い地域であるともいえる。

城郷は、役を媒介とした労働力編成の場として位置付けられるが、同時に城の根本的な生産基盤でもあり、社会的・信仰的な関係においても城と強く結びついた地域であるとする。

ところで、城郷は「城領」⁽²⁵⁾の内に含まれるが、比較的広域な場合も考えられる。但し同じ城郷内でも距離に応じて城との親疎関係に差が生じると考えられることから、先の6町などの地域を「城辺」(城の周辺)として捉え、城と連携して防御機能を担う特別な地域とみることにしたい。本来の城辺はそれぞれに独立した郷村であったが、次第にその独立性を奪われていき、最終的には城を中心としてまとめ、城の機能を担う地域に編成されていったと考えられる。新法度はそうした過程の途中の段階を示すものといえよう。

ここで城郷の範囲を城辺に限らずさらに広域に捉えている理由は、高橋郷の独特な存在にある。高橋郷に鎮座する高橋明神は、結城氏にとって特に重要な祈願所である。さらにその祭礼に立つ市場は、新法度にも明記されているように結城を代表する市であったと考えられる。それは城郷の経済機能を大きく担うものであったと考えられるからである。そして役負担については、高橋郷内の安穏寺領において、殿役や伝馬役の存在が確認できる⁽²⁶⁾。とりわけ殿役は軍事的動員を指すと考えられ、城の防衛に積極的に関わったものとみられる。

さらに、結城における城郷の範囲と深く関わっていると考えられるものが、結城七社の分布である。結城七社とは、康永2年(1343)に結城直朝が戦勝祈願のために勧請した神社で、式内社など既存の神社を含む七つが七社として設定されている⁽²⁷⁾。この分布をみると、結城城を中心とした結城郡北部に分布しており、城との関係を強く意識した配置がなされている。七社には特別の役が懸けられており、役を介して城と結びついている。こうした範囲も城郷の内に

含まれていると考えて良いだろう。この結城七社の分布は近世初期の結城本郷の内部及びその縁辺に概ね一致する。戦国期以来の城郷が近世結城城下へと継承されていった様子が窺われる。

3. 結城本郷の成立

(1) 結城本郷の成立と国境の変更

結城町は、近世を通じて結城本郷と呼ばれる藩政村として掌握されている。その範囲は、戦国期の結城氏本領（膝の下）と比較すると若干小さくなっているものの、概ね結城郡北部一帯を占めており、戦国期の城郷を継承していることが推測できる。

結城本郷の成立時期については明らかになっていないものの、恐らく天正18年（1590）に実施されたとみられる領内検地と関わりがあると考えられる。この年は徳川家康の関東入国があり、さらに結城秀康の結城氏家督の継承が行われた時期であり、関東の知行割りが大きく改められた年だからである。結城本郷を示す初見史料は、天正10年（1582）8月3日の文書にある「結城本□人手」の記載⁽²⁸⁾であるが、これは包紙の上書に書かれたものであり、後筆の可能性が高い。信憑性の高いものとしては、天正18年（1590）9月25日に「本郷高橋村之内」⁽²⁹⁾や、文禄4年（1595）4月10日「下野国結城本郷御縄打水帳」⁽³⁰⁾の表題が存在する。前述のように天正18年には結城領において植村長兵衛による検地が行われたと伝えられており、同年9月には寺社や家臣への知行宛行が石高制のもと実施されており、結城本郷としての成立は天正18年9月に遡ると考えられる。こうしたことから天正期の検地を経て石高制の導入と村切りが行われ、結城本郷が新たに成立したものとみてよいだろう。

検地帳の表題にあるように、この時に結城が下総国から下野国に変更されている点は注目できる。天正18年9月20日に秀吉から山川讚岐守晴重に宛てた知行目録に、「下野国本知分所々目録事」⁽³¹⁾とあり、目録に記載のある結城郡及び猿島郡の所領を、「下野国」と呼称している。

結城郡の下野国への編入について吉田東伍の『増補大日本地名辞書』⁽³²⁾は、結城郡及び猿島郡を下野国に入れており、結城本郷の高橋村について以下の記述を載せている。

「高橋郷は高橋村、小山朝政の領となり小山庄に属して下野国都賀郡に入、後結城政氏の領となり本郷に復し、元禄中再び下野国に入る」

また『下野国志』を引用して、以下のように記している。

「下野国志云、高橋の辺は中世、小山氏の所領にて、小山庄内なり。小山家退転後、旧の如く下総結城郡へ属せしも元禄中改めて高橋、福良、築、中島、中河原五村を都賀郡へつけらる」

これらの記載から、結城本郷は、下総国と下野国の境界にあって、国境線の変更に伴いその所属も度々変遷してきた様子が窺われる。その後、元禄期頃に近世初期の広大な結城本郷は南北に分割され、それぞれ下野国と下総国に分かれて支配を受けたのである。

こうした所属の変更は、天正18年家康の関東入国に伴い、徳川領国となった下総国と、あくまで豊臣大名である結城氏の領国とを区別する意図から、結城氏の下総領を下野国に編入したのではないかと考えられる。これは秀吉と家康双方にとっても理にかなったものであったと思われ、豊臣氏滅亡以後も結城は暫く下野国のままであった。

(2) 近世初期結城本郷の村高の復原

近世初期における結城本郷の範囲や村高を示す史料は伝えられていないが、かつての結城氏本領を多く継承するその領域は広大であったといえる。寛永期の検地高として伝えられる村高は6,466石余であるが⁽³³⁾、これは北部の地区を含んでいない可能性が高い。

近世初期において結城本郷に含まれた村を推定し、その元禄期における村高を合計すると13,253石余となる。しかし、当然その後の開発に伴う石高の増加が反映されていると考えられる。都賀郡域における慶安～元禄期の村高の増加

率は7%程度であるので、仮に元禄期の村高の8割と見積もっても1万石以上の広大な村であったことになる。分割後の結城本郷は、大町ほか20余町を含む結城町と、大谷瀬村、小埜村、宮ノ下村、作之谷村によって構成されており、依然として惣郷としての面影を残す特殊な藩政村であった。

4. おわりに

本章では城下町を地域論として捉え直す試みとして、戦国期の結城を取り上げ、検討を行ってきた。「新法度」の分析からは、「膝の下」あるいは「手許」と呼ばれる領域概念が使用されているものの、城下を表す空間表現は見られなかった。このことは、「膝の下」が示す領域を城と結びつけて評価する必要性を示しているといえる。そうした点から本章では、結城を「城下」ではなく「城郷」として捉えることを提案した。城郷を役負担などの労働力編成によって結びつく地域と捉え、役負担の在り方についても検討した。

また、「町」の性格、景観、機能について考察し、商業的機能よりも役負担を介して城と強く結びつき、防御の一端を担う姿を明らかにした。領主の支配力の強化はこうした城辺をはじめ次第に周辺へと広がっていったと考えられる。

さらに、近世初期における結城本郷の成立とその領域について考察を行い、藩政村としての特殊な性格を明らかにした。結城本郷は、結城城を中心とした一村多集落型の広大な行政村であるといえるが、この特殊性は中世以来の領域を継承する地域（城郷）の存在を裏付けるものであるといえよう。

[注]

- ① 網野善彦（1996）『日本中世都市の世界』筑摩書房、384頁。
- ② 中世都市研究において市、宿、津湊、門前、城下などは都市として捉える場合が多い。しかし、そこには都市をどのように捉えるかという問題意識が常に伴わなければならないだろう。この点はしばしば中世都市研究の課題として挙げられている。①石井進（2000）「中世都市論の課題」中世都市研究会編『都市の求心力—城・館・寺— 中世

- 都市研究7』新人物往来社、9-31頁。②宇佐美隆之(2001)「中世都市研究の課題」佐藤信・吉田伸之編(2001)『新体系日本史6 都市社会史』山川出版社、81-86頁。ほか。
- (3) 近世城下町の先駆的研究者であった小野均(晃嗣)は、都市を主に商工業の存在によって位置付けたが、その影響は今なお近代の都市研究において継承されている。小野晃嗣(1933)「近世都市の発達」黒坂勝美編『岩波講座日本歴史』岩波書店、3頁。
- (4) 佐藤進一校注(1972)「結城氏新法度」(石井進ほか校注『日本思想大系21 中世政治社会思想 上』)、岩波書店、245-277頁。
- (5) 前掲注(3)、298頁。
- (6) ①原田伴彦(1942)『中世における都市の研究』三一書房、100頁。②豊田武(1952)『中世日本商業史の研究』岩波書店、512頁。
- (7) ①松本新八郎(1956)「室町末期の結城領」同『中世社会の研究』東京大学出版会、498頁。②中部よし子(1967)『近世都市の成立と構造』新生社、708頁。
- (8) 市村高男(1994)『戦国期東国の都市と権力』、思文閣、498-499頁。尚、初出は市村高男(1981)「関東の城下町」『講座日本の封建都市』3、文一総合出版、192-218頁。
- (9) 市村の近世結城城下町に対する評価は、豊臣大名としての結城秀康の性格を反映している点にも特徴がある。
- (10) 藤木久志(1987)『戦国大名の権力構造』吉川弘文館、15頁。
- (11) 「新法度」にみられる領域を示す用語についての議論は、村井章介の整理を参照。村井章(2012)『「新法度」にみる戦国期結城領の構造』荒川善夫編『シリーズ・関東武士の研究 第8巻 下総結城氏』戎光祥出版、224-248頁。
- (12) 笹嶋憲一(2012)「戦国期結城氏の領域支配の構造について」前掲注(11)、257頁ほか。
- (13) 「結城政勝書状」(安穏寺文書)、結城市史編纂委員会編(1977)『結城市史 第1巻 古代中世 史料編』結城市、73頁。
- (14) ここでいう直轄地や直臣は必ずしも厳密な意味でのそれではなく、結城領や結城氏家臣を示す場合が考えられる。
- (15) 松本は、「膝の下」または「洞の中」を、結城氏の所有に属する直轄領であるとしている。村井は同様の見解を示すも、「洞」の解釈については支城領や有力国人領を含むものとして理解している。松本新八郎(1956)『中世社会の研究』東京大学出版会、392頁。村井、前掲注(11)、230-235頁。
- (16) 中世における結城氏の所領については荒川善夫の研究がある。荒川善夫(1992)「鎌倉期下総結城一族の所領考—結城郡・寒河郡・網戸郷を中心として—」『地方史研究』42-2(236)、50-69頁。後に前掲注(11)に所収。

「結城氏新法度」にみる戦国期の結城について 川名

- (17) 城下及び城下町用語については拙稿で検討を行っている。川名 禎 (2018) 『『城下町』用語とその概念の変遷』『國學院雑誌』119-3、21-36頁。
- (18) 前掲注 (8) 475-478頁ほか。
- (19) 結城市史編纂委員会編 (1979)、『結城市史 第2巻 近世 史料編』結城市、277頁。
- (20) 前掲注 (19)、277頁。
- (21) 前掲注 (8)、479頁。尚、宿城については、『古事類苑』に「規山子軍歌云、平城ノ町ヲ宿城ト云、山城ノ町ヲ根小屋ト云」とある。これによると宿城は根小屋と同義であり、どちらも「町」として捉えられている。市村によれば、東国において「宿」地名は古く、「根小屋」地名は16世紀初頭が上限であるという。結城城には城に隣接して根小屋地名が残存しているが、16世紀以前は、「宿」と捉えられていた可能性が考えられる。つまり、「宿」の解釈にあたっては、侍の屋敷地という側面と、宿場的な要素を含む町としての側面との両面から理解していかないとならない。①神宮司序編 (1929) 『古事類苑 兵事部二十四』古事類苑刊行会、1043頁。②市村高男 (1994) 「中世東国における宿の風景」網野彦彦・石井進編『中世の風景を読む2 都市鎌倉と坂東の海に暮らす』新人物往来社、74-121頁。
- (22) 松本は結城城下の形成について以下のように述べている。「(六町などの小集落は) 開拓式の数戸をもってする一廓が幾つか寄り集まった群落であったらうが、それが地理的條件の優位にあるため農業地を壓して発達し、室町末期にいたって結城氏の侍、近臣の屋敷所在地として特殊な発達を遂げ、いはゆる城下町に、他形態をとるにいたったものであろう」
- さらに、結城城下の景観については、「当時の結城の町は可成り密集した幾つかの聚落とそれを取り巻く田畠とよりなっていた」と述べている。前掲注 (7) ①、404頁。
- (23) 前掲注 (13)、213頁。
- (24) 池上裕子は、小田原北条氏の領国における役負担の分析を通じて、戦国期の身分編成について論じている。本稿でも役負担を紐帯とする地域の在り方に注目したが、ここでは特に小田原北条氏に代表される大規模な普請役とは異なる、相互依存的な日常的役負担について考えている。そのなかには、自らが生活する集落の防衛が、城の防衛につながるという意味で、一般的な軍役、普請役とは性格を異にするものがある。そうした役負担の実態を明らかにすることが今後の課題としてあげられる。①池上裕子「後北条領国における身分編成と役の体系」『日本史研究』262、1-30頁。②池上裕子 (1984) 「伝馬役と新宿」『戦国史研究』8、1-11頁。
- (25) 一般に支城領と呼ばれている城の支配地域を指す。結城氏の場合、結城城の城領は

結城本領（結城郡北部の伝統的な支配地域）とほぼ等しかったものと考えられる。

- ⁽²⁶⁾ 「結城政勝書状」（安穩寺文書）、前掲注（13）、73頁。
- ⁽²⁷⁾ 結城七社については近世にかけて若干の異動がみられる。現在知ることができる一番古いものとしては、『片聾記』に記載された「伊勢両宮、正八幡宮、住吉大明神、高橋大明神、應奈大明神、牛頭天王宮、鷲宮」の七社と考えられる。福井県立図書館・郷土誌懇談会編（1955）『片聾記 続片聾記 上 福井県郷土叢書第二集』福井県立図書館。
- ⁽²⁸⁾ 前掲注（13）、131頁。
- ⁽²⁹⁾ 小山市史編さん委員会編（1982）『小山市史 史料編 近世Ⅰ』小山市、243頁。
- ⁽³⁰⁾ 前掲注（19）、169頁。
- ⁽³¹⁾ 福井市編（1988）『福井市史 資料編 4 近世Ⅱ』福井市、386頁。
- ⁽³²⁾ 吉田東伍（1990）『増補日本地名辞書 第六巻坂東』富山房（初版は1903年）、902－903頁。
- (33) 「旧記」（赤荻家文書No.72）

<付記> 本稿は、2022年度論文博士学位申請論文『城下空間の再編と近世都市の形成原理』の第Ⅰ部第Ⅰ章をもとに加筆・修正したものである。

（かわな ただし 本学非常勤講師）